

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長  
(公 印 省 略)

### 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」（以下「基本方針」という。）により、政府として、地方公共団体、医療関係者、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、対策を講じているところです。

貴団体において選挙を管理執行するに当たっては、公職選挙法等関係法令の規定に従うほか、下記事項に留意の上、その地域の実情に応じ、保健福祉関係部局及び危機管理関係部局と緊密な連携をとり、適切な対応を図られますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

また、本件通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

- 1 選挙を管理執行する地方公共団体においては、その管理執行に当たり、基本方針を踏まえ、適切に対応すること。

特に、候補者説明会、立候補受付、期日前投票所、投票所及び開票所における事務従事者並びに投票立会人、開票立会人、投票管理者及び開票管理者については、マスク着用、咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの実施等に努めること。

また、選挙人に対しても、投票所におけるマスク着用、咳エチケットの徹底、帰宅後の手洗い・うがい等と呼びかけること。

- 2 その他の地方公共団体においても、地域での新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視するとともに、必要に応じ、住民に対する情報提供、選挙事務従事者が使用するためのマスクの準備等、適切に対応すること。

選挙部管理課管理第二係

電 話：03-5253-5573

F A X：03-5253-5575

メール senkyo.kanri@soumu.go.jp